解散公告（第一回）

当組合は、総会の決議により平成三十年五月十四日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

山形県寒河江市字雲河原二〇〇番地の四

太郎生産森林組合

清算人　秋場　信昭

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十二月十七日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

北海道富良野市字学田三区

農事組合法人富良野学田玉葱生産組合

清算人　佐々木雅志

解散公告（第二回）

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

福岡県大牟田市浄真町一七〇番地の一

蓑田建設株式会社

代表清算人　蓑田　幸德

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年四月三十日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十二日

佐賀県唐津市久里二四二三番地

農事組合法人からつ花菖蒲園

代表清算人　近藤　定信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田西二丁目一四番、最後の住所札幌市手稲区星置一条三丁目四番一六―一〇五号　被相続人　亡　筒井　常男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所札幌市中央区南一条西一三丁目プラザビル四階　岸田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　縄野　歩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市平和町一丁目一七番、最後の住所茨城県日立市平和町一丁目一七番一〇号　被相続人　亡　町田惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

茨城県日立市幸町一丁目一一番四号ソニアビル三階

相続財産管理人　弁護士　白土　大作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡西那須野町三区町六六〇番地、最後の住所栃木県大田原市城山二丁目一二番一号城山コーポ一〇六号　被相続人　亡　神長　伸行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

栃木県那須塩原市豊浦北町七四番地一五一

黒磯総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　園部　秀雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市大和田五丁目九番、最後の住所埼玉県新座市大和田五丁目九番一〇号　被相続人　亡　土本　文昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七―五―二一プリミエコート岸町ビル六〇一

木村・東谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　智博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市青葉台二丁目五番地、最後の住所千葉県市原市青葉台二丁目五番地メゾン青葉台六棟二〇三号　被相続人　亡　松浦　修正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号

袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　瞳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市椎津二〇四番地、最後の住所千葉県市原市姉崎一六六五番地一　被相続人　亡　佐久間安雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号

マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福原　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森中一丁目一三七番地、最後の住所東京都大田区大森中一丁目一八番一二号　被相続人　亡　伊東　明義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所東京都千代田区永田町二―一四―二

山王グランドビル四一四区赤坂山王総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷四丁目一〇番、最後の住所東京都品川区小山四丁目七番二号鏑木レジデンス三〇二　被相続人　亡　林　れい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

東京都千代田区永田町二―一四―二山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所東京都立川市上砂町一丁目一三番地の一都営上砂町一丁目アパート二四棟二一四号　被相続人　亡　金　泰哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十二日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号

ＡＫオギクボビル五階五〇一号室髙村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

第38期決算公告

平成30年6月12日

福島県田村市船引町光陽台6番地2

シチズン電子船引株式会社

代表取締役社長　髙橋　修司

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,901
	固定資産	851
	資産合計	3,752
負債及び純資産の部	流動負債	216
	固定負債	157
	株主資本	3,380
	資本金	40
	利益剰余金	3,340
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	3,330
	（うち当期純損失）	(11)
	負債・純資産合計	3,752